

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年10月13日 (火) 第149号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 知事の給料の特例に関する条例 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 1
- 鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する
条例 (※) (総務事務センター取扱い) 2
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の
一部を改正する条例 (※) (情報政策課取扱い) 2

条 例

知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第43号

知事の給料の特例に関する条例

知事の令和 2 年10月 1 日から令和 3 年 9 月30日までの間における給料の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号）第 1 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年10月 1 日から適用する。
- 2 この条例は、令和 3 年 9 月30日限り、その効力を失う。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第44号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に、「によつて」を「により」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第38条第1項中「第21条の6」を「第21条の7」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第6条の2中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第5項の改正規定（「によつて」を「により」に改める部分を除く。）は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日から施行する。

.....

鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第45号

鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和32年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第132条」を「第173条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第46号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27

年鹿児島県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号(法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。

(1) 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)の設置者 別表第 1 の 1 の項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務

(2) 私立の高等学校専攻科等(高等学校, 中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科をいう。以下同じ。)の設置者 別表第 1 の 1 の項第 3 号に掲げる事務

別表第 1 の 1 の項中第 6 号を第 7 号とし, 第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ, 第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 高等学校専攻科等の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 1 の 2 の項中第 2 号を第 4 号とし, 第 1 号を第 3 号とし, 同号の前に次の 2 号を加える。

(1) 高等学校等を退学した後公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 高等学校の専攻科の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 住民基本台帳法施行条例(平成14年鹿児島県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「高等学校等のうち私立学校法(昭和24年法律第270号)第 3 条に規定する学校法人その他規則で定めるものの設置するもの」を「私立の高等学校等」に改める。

別表第 1 中 6 の項を削り, 5 の項を 6 の項とし, 4 の項を 5 の項とし, 3 の項を 4 の項とし, 同項の前に次の 1 項を加える。

3 高等学校, 中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 1 中 7 の項を削り, 8 の項を 7 の項とし, 9 の項から 11 の項までを 1 項ずつ繰り上げ, 12 の項を 13 の項とし, 同項の前に次の 2 項を加える。

11 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による認定特定行為業務従事者認定証の交付に関する事務であって規則で定めるもの

12 介護保険法(平成 9 年法律第123号)による介護支援専門員の登録に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 中 3 を 5 とし, 2 を 4 とし, 1 の次に次のように加える。

- 2 高等学校等を退学した後公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 高等学校の専攻科の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの